

津藩史稿 第三卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文献刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇一三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第九節 秀吉薨去後の暗黒時代

1 博多出張

2 暗中飛躍

3 家事及藩務

第十節 関ヶ原

1 上杉征伐

2 赤坂占領

3 決戦

第十一節 伊予半国

第十二節 幕府に対する奉仕

第九節 秀吉薨去後の暗黒時代

— たすけまもる。

1 博多出張

慶長三年八月十八日太政大臣豊臣秀吉病んで伏見城に薨去す。五大老、五奉行、三中老、遺命を奉して嗣子秀頼を輔翼し、毛利秀元、浅野長吉、石田三成の三人を博多に遣して征鮮軍帰還の措置を掌らしめ、徳永石見守、宮木長次郎を朝鮮に差遣し、喪を秘して班師の令を諸将に伝へしむ。二人は十月朔を以て釜山に着し、八日泗川に至り、下旬には転じて蔚山に赴きて伝令せり。然るに此時敵軍再び

大挙して蔚山、泗川、順天の三城に向ひ、又

— 「おき（めん）」と読む。

海路を封鎖して我が帰路を遮断すとの報あり
しかは、五大老は事態の容易ならざるを患ひ、
家康自ら渡海して兵を戢一めんとし、利家之れ
を止めて自ら其の任に当らんとせしが、衆議
両つながら之れを止めて高虎を推薦せしより、
家康は直ちに之れを容れて高虎に命ず。高虎
辞すれども聴かれざりしかば諾して退き、即
日伏見を出発して博多に向へり。時に十月八
日なり。

其後藤堂佐渡守高虎を被招呼家康公被仰

渡候は先達て浅野弾正石田治部両人儀を

被差下候へとも其方にも朝鮮へ被相越彼
地在陣の面々早々帰帆の才覚被廻候様に
との儀なり其日の晩方に至り高虎方へ御
使者を被遣定めて近日出航可被致と存候
今朝申談し残し候儀なとも有之候間今夕
明朝の間少の間入来あられ候様にと被仰
遣候処高虎儀は御館より罷帰り候と其儘
支度を調へ先刻出船仕候と留守居の者申
候に付御使者の仁罷歸其段申上候へは家
康公御手を打たせられ御前伺候の衆中へ
被仰候はあの佐渡守儀は我等覚え候てま
だ与右衛門と申小身者にて候を太閤の御

見立を以て段々と立身被申付候得ど有之

一 非常な勝利を得ること。

万事手早き様子只ものにはあらず若き輩

は個様の儀を聞置て後学と致したるがよ

きぞと被仰候と也……（落穂集）

朝鮮に於ては明の提督麻貴は東路の将とし、

董一元は中路に将とし、劉綎は西路に将とし、

陳璘は水路に将とし、四面より大挙して我軍

を圧せり。十月六日中路の兵三万六千余、泗

川の新城を拠守せる島津軍に向うて総攻撃を

加へ来りしに、我軍奮戦して大捷を博し斬首

三万余級に達し、敵将董一元は僅に身を以て

免れ、其の兵殆んど全く殲滅せしかは、形勢

忽に一変して、此の方面の我が退路開けたり。
而して又蔚山の加藤軍は敵恐れて近づかさり
しかば、亦容易に釜山に還ることを得たり。
此の報内地に達したれば、前田利家は使者を
馳せて、高虎の渡海を中止せしめたり。高虎
は西下の途次に新寨の勝を聞き、渡海の必要
は殆んど去れるを知りしかども、尚考ふる所
ありて西進して博多に至つて止まれり。然る
に小西行長の順天城は、十月七日一時海陸の
包圍解けたるも、明の水軍都督陳璘は鮮將李
舜臣と計りて松島に來り泊して、再び行長の
歸路を絶ちしかば、行長は予ねて約せし撤退

の期日を過ぐるも軍を班すこと能わずして大に困めり。此時島津義弘、宗義智等巨濟島に在りて之を救援せんと欲し、水軍を率ゐて南海に至り、敵と露梁附近に会戦して大に之れを破り、従来屢我水軍を悩せし李舜臣も、此の戦に銃創を受けて戦死せり。茲に於て行長の帰路始めて開け、十一月二十日を以て無事に巨濟島に帰還することを得たりき。此報内地に達するに及んで、高虎は今こそ全く滞在の要なしとし、始めて博多を出発して、伏見城に歸りて復命せり。

先月廿五日の御状拝見本望存候

一朝鮮表の事島津手前にて被得勝利諸手
相従可有帰朝候由候小撰手前番船さし
出し相支候由候されは諸手の衆集被及
行候は^{てだて}ん由追々被申越候定而不可有別
条候機遣此事候

一貴殿の御事島津手前被大利候体於途中
被聞付其まゝ可有帰国処に□而博多を
さして御越候御機遣古今有間敷儀と上
下爰元感じ申候其中に又小撰手前など
如此に候へはさりとては丈夫の御覚悟
無比類儀といかなる人も申候へは於拙
者満足可有御推量候定而無別条各可有

歸朝候哉万々御覚悟尤候

一 最前爰元に□申事先ゆかしなをりの体
に候とかく貴殿御上を待申迄に候万事
申度事書中にはあらはしかたく候間筆
を留申候い上

花押

徳善院

玄以

藤堂佐渡守殿

2 暗中飛躍

秀吉の薨去によりて俄に勢力の中心点を失ひたる諸將は、不統一の極、漸く混乱状態を呈し来りて、五大老の相互牽制より、徳川、前田の對抗となり、文治派對武人党の反目、北政所縁故者対淀君加担者の争鬪一等も盛んに行はれて、大坂城の秀頼の周囲と、伏見城に蟠居二する家康の親近とも、対峙の形となり行き、更に一転して前田利家を其の背後より操りつゝありし石田三成は、遂に表面に出現して家康との抗争は益露骨となれり。是れが為めに慶長三年八月頃より、同五年四月上杉旗

一 「鬪」にはせめぐ、うらみ争うの意味がある。

二 「蟠踞」のことか。広い土地に勢力を張つて、そこを動かさないこと。

上に至る迄の一年八ヶ月間は、陰謀と術数とのあらん限りを尽くせる危険なる暗闘を以て経過せり。高虎は秀吉に擢用せられたれども、其の堅実にして浮華を好まざる性格に於て、最も多く家康と契合し、石田三成、増田長盛等と衝突せし事實はなきも、亦其の性行に於て相容れざるものあり、而して他の一方に於て、家康との接触は既記の如く天正十四年秀吉の命に依りて、聚楽第宅築造の工事を督せし時に在りて、家康は為めに長光の刀を贈りて之れを謝せしが、此時家康四十五歳、高虎三十一歳、両心忽ち相照らして深く相許し、

之れより互に消息を絶たず、翌十五年目白の

一 「りば」と読む。くろうま。

戦には、家康は書を高虎に送り、戦功を讃賞して驪馬一頭を贈り、十七年十一月には高虎は使を駿府に遣はして家康の起居を候せしめ、十九年閏正月には家康は書を送りて高虎の病を訪はしめ、又文禄元年朝鮮前役には出征の労を慰問し、二年二月には再び戦労を慰めて時衣を贈り、其の八月には高虎は朝鮮土産三種及崑倫奴二人を家康に呈し、慶長二年巨濟洋の大捷には、家康書を送りて之れを賀し、高虎は朝鮮にて得たる兜二個を家康に送りて之れを謝したり。こは後代に迄文書の遺存せ

しものを歴挙せしに過ぎずして、此の以外に
往復書簡の滅失せしもの尚多かるべく、相互
間の通問頻数にして懇情は年と共に濃厚を加
へ、高虎に取りて知己の感に切なるものは家
康の右に出づる者なしとするに至りしを知る
べし。

柳も高虎が博多より帰りしは十二月下旬の
ことなり。明くれば慶長四年正月十日、秀頼
は太閤の遺命に従うて伏見より大坂城に移り、
大老、中老、五奉行等之に随うて騶一従堂々た
り。家康大坂に邸なければ片桐且元の第に宿
し、十二日伏見に帰る。高虎之れを枚方に迎

へて、伏見城中の状況を報して窃に献策する所あり、家康大に喜ぶ。同十九日家康有馬法印の宅に讌^一せしに、夜に入り井伊直政来りて告くる所あり、家康即帰る。高虎乃ち家康の邸を訪うて、石田三成等隠謀に関する大坂の情報を告ぐ。こは嚮に家康が秀吉の法度を破つて、恣に伊達、福島、蜂須賀と婚約せしを咎むべく、利家以下四大老、五奉行の名に於て之れを詰問し、以て家康を大老の地位より排斥せんと、協議を凝らしつゝありし不穩の状況を内報せしなり。

抑此家先祖藤堂佐渡守高虎は東照宮と親

交深きこと無類なり関ヶ原御陣前太閤他
界の後公御縁辺且又伏見御在城の儀に付
御難儀のことあり其の頃在伏見の大名夜
々会合して乱舞を翫ふ一夜有馬が宅へ大
名中寄合ありと聞えければ東照宮も推懸
て来臨あり法印悦んで饗応し奉る然る処
に晩景に到りて井伊侍従爰に來り窃に申
上くるは藤堂佐渡守伏見へ來り公へ御直
に可申上趣あると也公頓て御歸あり藤堂
佐渡守申けるは大阪にて何事かは不知蜜
事の内談あり正しく公の御身の上と承り
候間告申候御油断あるまじく候自然の事

も候は、家の安否を公と共にすへしと也

一 事件などを起こして社会の秩序を乱すこと。

公御感にて猶此上かはる事もあらは告申

すへき由仰せらる (柳宮贅秘鑑)

果して廿一日、堀尾吉晴、生駒近世及僧承兌等、四大老の書を齎らし来りて家康を詰りしが、家康は却て之れを咎めて要領を得ざらしめたり。此時伏見騷擾して諸大名は皆戒厳し、今にも兵火を発せんとするが如き形勢なりしかば、高虎は黒田父子、福島、池田等と共に家康の邸に集りて護衛せり。家康対利家の関係は此くの如くにして疎隔したるも、細川忠興等主として之れを調停したれば、利家は二

月廿九日疾を力めて伏見に來りて家康と會見し、家康は之れを歡待し、二人の意志は大に疎通せり。此日は高虎腫物を病んで事に与らず、三月十一日家康は利家に答礼し、兼ねて其の病を訪はんとて、夜舟に乗じて大阪に下る。此時石田、小西等家康を襲殺せんとの企ありしかば、高虎は八軒家に家康の上陸を俟ち、巳が乗り物と取りかへて家康を先導して利家の邸に赴き、其の夜中島の自邸に家康を宿せしめて之れを護衛せしが、其の邸たる要害の地にして、加ふるに加藤、浅野、細川、福島諸將も暗に之れを警衛せしかば、三成

等も遂に事を挙ぐることに能はずして止み、家康は翌朝恙なく伏見に帰ることを得たりき。

：：権現様被為入候は夕七時頃にて御座候高山様には御門外一町計先へ為御迎御出御平伏：：：其節高山様には御腹巻に小手御掛被成茜木綿御紋付候御胴服革の御立付被為召候夫より入御被遊候て御蜜談の内に火を燃し申候加藤福島殿を初め追々大名衆御出にて御座候上様御供御老中を初め大勢にて御屋舗の内を通り候事成兼ね申候：：：御膳出申候荒和布御煮物仮鯛の御焼物いわしのからしあへ御香

物にて御座候御汁は失念仕候御老中以下
諸大名衆も御出合申候其外へは兵糧食出
申候 高山様夜中御屋舗内外御守護御廻
り被成候追々御出の大名衆屋舗居余り申
候御家中は御門外四五ヶ町が間固め申候
夜明候て上様御兇駕被遊候其夜大坂五奉
行より夜討を懸可申由の評議御座候由然
共大勢用心嚴敷候間相止申候由跡にて高
山様も今夜御氣遣ひ事二候家中必死と存
し警固可仕よし被仰付候 (平尾留書)

平尾留書にこれを慶長五年伏見に於ての事の
如くに記するは誤りなり。斯くて利家は家康

の訪問を受けてより二十二日を経て、閏三月

三日に没せり。然るに加藤、黒田長政、細川、

福島、加藤嘉明、浅野幸長、池田の七将は、予ねて

より深く三成を憎みて之れを殺さんとし、三

成は利家に頼りて保護せられつゝありしが、

利家没するに及んで三成は身を以て家康に投

じ、家康は考ふる所ありて三成の奉行職を免

じ、結城秀康をして其の居城たる佐和山に護

送せしめたり。三成去つて後の四奉行は忽ち

勢力を失ひ、表面より抗争を試むる者なきに

至りしかば、家康は伏見城に入つて天下に号

令し、一威権赫灼二として大勢之に歸したるの觀

一 威力と権力。

二 「かくしやく」と読む。光り輝くさま。

ありき。

然るに加藤^{正清}、細川、黒田等は家康が三成を殺さずして、佐和山に納れしを憤り、去つて領国に帰休せんことを請ひしが、家康は之れを許せり。八月に入りて上杉景勝、毛利輝元も亦帰休を請うて大坂城を去る。家康は此に於て大坂城に入らんとし、九月九日重陽を賀するを名として秀頼及淀君を訪ふ。此時増田長盛、長束正家よりの蜜告に云く、前田利長、浅野長政と謀りて、大野修理、土方勘兵衛をして家康を殿中に刺殺せしめんとすと。家康は高虎を招きて計る所あり、井伊、本多、

榊原等多くの諸勇士を随へて入城し、因つて

「とて（も）」と読む。

以て無事なるを得たり。関ヶ原軍記備考に此時の状況を記して云く、

∴藤堂高虎は幼主秀頼卿の御手を執り

出て来る 両人はハツと思へとも高虎迎

も奥へは立入叶はず是非に本意を達すへ

しと思ひし処に 高虎内府公へ申上るは

流石に御幼少より御名染深き故度々上意

ありて御跡を慕ひ給ふ御辛勞なから暫時

抱かせられ淀殿へ御対面然るへしと奉存

と急度目合せする 内府公早くも高虎が

心中を察し給ひ年老の家康何の花香もな

きに慕ひ給ふこと本意なり いぎ／＼此方へとて頓て秀頼卿を抱きながら奥へ被為入故兩人が謀略も空しくなる斯くて内府公淀殿へも御対顔ありて御退出なり

こは果して全部事実なりや否や疑はしきも、後に大野、土方が常陸に流され、浅野長政が領国甲斐に追はれて武蔵の府中に屏居し、利長の母が質として江戸に留置せられし事實に徴すれば、仮令嫌疑なりとするも頗る濃厚の嫌疑なりしならん。家康は之れより後は大坂西城に居りて政令を発し、伏見城は其の長子結城秀康に留守せしめたり。

高虎は以上の如く常に誠意を以て家康の爲めに凶りて、屢功果を奏せり。されはその家康に親信せらるゝの点に於ても、殆んど他に比類なかりき。本朝通鑑に此の關係を記して曰く、『傳へ称す頃間、黒田長政、福島正則、池田輝政、藤堂高虎尤も蜜謀に預る。来謁すれば則ち必ず燕寝一に入る。如水も亦時々之に預る。森忠政は其席に入る能はず、然れども毎夜次坐に候し、衆去るも猶独り留まる。其の来るや其の去るや、共に之を敬するに及はす。加藤清正、加藤嘉明、浅野幸長、細川忠興の如きは則ち来れば前殿に対語して、未だ

蜜謀に預らず、然れども此等は素より石田三成と不和なり。故に専ら心を内府に属せり』と。こは参考慶長軍記の説を採りしものにて、
尽く信じ難き節もあれど 高虎と家康との関係に於ては其の實を得たるものなるべし。

西島留書に云く、

太閤様御他界の砌権現様大事の御談合の時
時は高山様只御一人を被為召夜更けて路
地口より小笠原一庵を御迎に御出し被成
一庵手焰を持ち御案内仕り奥へ御通り被
成毎度御内談被遊候由一庵申候一庵は権
現様御傍に召仕はれたる坊主に御座候ひ

き

衆疑満腹の時節なれば、人の耳目避くる為めには、此くの如き事実の屢次なりしなるべし。其の謀議の内容如何に付ては一も伝はるものなし。而れとも其の信任の程度に付て参考慶長軍記に『然れとも公家康を指す御眞実は本多佐渡守より外知る者なし』といへるも、亦必ず信実なるべし。

3 家事及藩務

慶長四年九月高虎は大坂中島邸に於て松寿夫人を納る。宗国史に云く、

公長氏を娶る 松寿夫人是れなり 久芳

夫人子なく又心疾を得たり 是に於て故

但馬佐須城主高連越前守
原註の女を娶りて外夫

人となし大坂邸に在らしむ

松寿夫人幼名おさい、初め因州鳥取城主宮部

善祥坊に嫁せしが、善祥坊高野山にて自殺せ

し後高虎に歸せり。第二代高次の生母なり。

兄長織部高虎に仕へて重臣たり。弟某も亦来

り仕へて宮部氏を嗣ぎ木工と称す。正室久芳

夫人が心疾のことは明ならず。又平尾留書に松寿夫人が大坂の遊女なりしといへるは固より誤りなるが、如何にして此くの如き説をなせしかは詳ならず。翌十月十八日父虎高板島城中に没す、其の江州に没すといふは誤なり。板島の上行寺に葬り、法号を高林院白雲好雪大居士と云ふ。後ち寺を伊賀上野に移すと共に墳墓をも移せり。

此年高虎の末弟正高を江戸に遣して秀忠に侍せしむ。家康名を内匠と命し、下総香取郡十四ヶ村三千石の地を知行せしむ。内匠家乗には慶長元年九歳の時証人_{人の質の意}として高虎より

差出し、同四年に至つて三千石を給せらると記し、宗国史、高山公実録皆此説に従へり。されど慶長元年は尚太閤秀吉が全盛の時にして、家康に質子を送るの要もなく、又秀吉の部下として、恣に質子を他門に送り得る筈もなければ、其の誤なること言ふ迄もなし。此歳高虎は故主豊臣秀長の旧恩を思ひ、郡山の大光院を京都の大徳寺中に移して祀を奉ず。後ち家康其の義拳を嘉みして、寺領八十石を寄進したり。

一紫野大光院文禄元年和彛郡山に御建立同

国に於大垣内三百石寺領被下本山大徳寺

と程隔候へは法務疎に可相成哉と高山様
深き思召にて慶長四年紫野へ御引迂方丈
庫裡一式御再興被成下候節惣奉行として
予州より藤堂式部殿其外役人人御差越尚
又於番所林忠右エ門殿被仰付何も結構に
被成就候其後権現様より高八十石御朱印
被下候

一元和九亥十月大光院修覆の義御願申上候
処寛永二丑年二月書院一字御建立并本房
御修覆願之通被御付伊勢より藤堂采女殿
石田清兵衛殿同島之介殿為御見分御越無
程御ふしん結構に被仰付候

一慶長十一年午九月高山様御入被遊候事

一同十二未年大光院殿十七回忌に付高山様

御法事御執行被遊候事

一同十八年八月高山様御入被遊候事

一同廿年卯七月高山様御入盆供養被仰付候

事

一元和五七月高山様御法事御執行被遊候事

一元和九亥年大光院殿三十三回忌に付高山

公作善料被進候事

一寛永三七月高山公被為入候事

（紫野大光院文書）

明くれば慶長五年二月、高虎は大神宮祈念

料二十石を祠官上部太夫に寄進す

後節に
詳記す

三月

板島城修理の工を起す。高虎は連年大坂に在りて就国の暇なかりしも、遙に将士に指示して工事を進行せしめ、又留守の士に指揮して、領土の経営に任せしめたり。即ち農民に種穀を貸与し、井手、川堰等を修理して灌漑を利せしめ、開墾を奨励して成墾当年の貢租を免除し、穀類の管外移出を禁じ、麻苧、綿花の貢進方法を定め、又藩士の大坂出張交番の制を定め、船舶を修理し、城内貯蔵の器什、糧食の出納を明にし、兵糧積立のことを定め、

城内保潔の担当者を定め、築城夫役の方法を
定むる等、皆高虎が大坂に在りて、遙に在藩
の老臣等に指示して実施せしめし所なり。

第十節 関ヶ原

1 上杉征伐

家康によりて挑発せられ、佐和山退居の三成によりて謀図せられたる、否家康党の東西合撃の策は熟し、上杉景勝が家康に対する反抗の態度は俄に露骨となり、家康は予定行動の第一歩として、慶長五年六月十六日、大坂城を出でて伏見に赴き、鳥井元忠を留守に任じて 十八日 伏見を出でて東征の途に上れり。与党の諸大将相率ゐて従軍す。高虎は藤堂太郎左衛門重政、及佐伯権佐惟定を板島城

の留守に任じ、横田藤右衛門長元、百々六郎
右エ門隆、橋本弥助則綱、梶原平助景政、萩
森又兵衛重綱を大阪に、柴田波斎等を伏見に
置き、三百石以上馬匹所持者に従軍を命し、
其の以下は総て板島に留りて築城工事に従は
しめ、猶子宮内少輔高吉以下諸士を随へて先
駆す。年譜略に其の軍容を記して云く、

∴∴此度公の馬印は金のさし渡し三尺程
笠の引廻し茜一幅にて上に鳥毛あり 惣
旗は折掛幟三幅長さ二間程白地に朱の大
餅三ツ宛なり 番指物は白地四半に朱の
餅二尺四方程 公の甲は唐冠形羽片方へ

二尺九寸三分 両方共に一間程兜羽黒し

…

十八日の暮に石部駅に着し、家康に会見して密議する所ありしが、此夜十二時家康は俄に石部駅を出発せり。石田の士島左近等今夜二時を期して夜襲の計画ありしも、家康既に在らざるを知りて止めり。平尾留書に抛れば、此時家康 高虎に即時隊伍の整頓を命せしに、高虎は其の不能を言うて辞せしかは、家康は之れを井伊掃部に命じ直ちに隊伍を整へて出発せり。後ち或人高虎の老練を以てして、これを辞せしを訝りて高虎に問ひしに、高虎笑

うて曰く、井伊は年少と雖も智略は我が及ぶ所にあらず、而れども、其の翌日書を寄せて、名誉の任務を与へられたるを我に謝せりと。此の記事稍不透明にして、他に類似の記録もなければ高虎は別に慮る所ありしりとせば、高虎は別に慮る所ありしならん。斯くて伊勢を経て尾張に入り、之れより徐々行軍して七月二日江戸に著せり。七月十九日高虎は秀忠に従ひ、江戸を発して宇都宮に向ふ。家康は廿四日小山に到り、鳥井元忠が十八日伏見発の書に接して、上方蜂起の確報を得しかば、廿五日諸将を会して方略を議す。

徳川実記に拠れば、此時福島正則先づ口を開いて、妻子を捨てて家康の爲めにすべしと誓ひ、黒田、浅野、池田以下皆二心なき旨を表せりと云ふ。二十八日高虎は、福島、黒田、浅野、池田等諸将と共に、先鋒隊として小山を発して西上す。発するに臨みて密に家康に告ぐる所あり、藩翰譜に之れを記して云く、

∴∴∴高虎又先陣の人々を打連れて馳上る　此時御暇乞申とて窃に申けるは　抑

此度御方に参りて先陣承り馳向ふ大名等多くは故太閤の恩かうむりたる輩にて

殊には当時妻や子供大坂に止め置きて候

へは心の程計りかたし 相構へて高虎の
催し奉らさらん内は御上りあらんこと然
るべからすと申して上る……

こは他の記録に照らして正に事実なり。され
ど太閤の恩顧、妻子の在坂は高虎とても固よ
り同様なれば、末弟正高が江戸に在りしにも
拘らず、尚宮内少輔高吉を留めて質と為し、
以て家康父子の意を安んぜしめたり。

此時大阪に於ては三成等は秀頼の命と称し、
百数十人の兵を大洲城に遣はして高虎の弟高
清を拉し去らんとす。時に城中兵少なくして
拒むこと能はざりしが、高清は窃に城を脱し

て無天村に退隠せる服部大夫だいぶに頼りしに、大
夫は奮然として城に入りて之れを守り、断然
として敵の要求を斥けしかば、敵恐れて手を
空しくして帰り去れり。大夫は因て服部少助
を大坂に遣して、送質の事を辞せしめたりし
が、敵は復び求むる所なくて止めり。

七月晦日家康は左の書を高虎に発送せり。

高虎が行軍の途中に於て受取りしものなり。

書状委細令被見候一昨日具 番に渡候

道作以下万事羽右太正羽三左輝田中兵部吉

何も有談合尤候其元左右次第の刻上路可申候

恐々謹言

家康花押

七月晦日

藤堂佐渡守殿

以て前記藩翰譜所記の小山に於ける高虎の進
言の事実なるを証すべし

2 赤坂占領

斯くて高虎は先発諸将と共に八月十三日、福島正則の居城清洲に入る。此れより以西は木曾川を距てて尽く敵地にして、大垣を其の中心とし、岐阜、竹鼻、犬山の諸城は之れと連絡を取りて東軍の進路を扼せり。諸将は家康より江戸出発の報もなく、又開戦の命令もなければとて、空しく清洲に数日を送りしに、十九日に至りて家康の慰問使村越茂助来り、翌二十日諸将を会して命を伝へて之れを労す。家康が出発の時期を問ひしに、村越は元来卒直の人なれば、前夜井伊、本多が諸将の感情

を損ぜざる様、辞令を修正して告げよと助言
せしにも拘らず、有りの儘に家康の言を伝へ
て、『諸将が西軍との手切れの実証を見て後
ち、家康は江戸を出発あるべし』と答へたり。
諸将之れを聞き、大に覚る所ありて進撃に決
す。異本関原軍記大全に記して云く、

慶長五年八月十三日、関東の軍勢は美濃
国清州に着陣……時に福島申けるは村
越茂助口上日頃と違ひ尤千万なり我々運
を両端に見分すと内府公の思召も恥かし
近日一戦を逐げ可申にて候と申時に藤堂
高虎は老功の将なれば否やとよ福島殿の

御請の通りにては此表の人々偏に油断にて今此御使にて目さめたりと諸人のおもはく又内府公の御心にも不叶事なり御請某総名代として可申上とて 此度御使の趣奉畏候先手の岐阜大垣を始め逆徒の者共一戦に打果すへきの処に内府公御出馬以前責落したらんも如何なれ御旗本を見奉り岐阜を責抜て石田を追討可仕と評定仕候へ共此上は岐阜を責落し手切れの軍仕り御出馬を待つて石田を可付果候と御請を仕りけり実や同し御請にても其道筋分れて流石老功の人なりとて是を誉めた

り

此の場合の措辞としては宜しく此くあるべきなり。此時浅野幸長二十五歳、有馬豊氏三十歳、京極高知三十一歳、黒田長政三十三歳、一柳直盛三十六歳、細川忠興三十七歳、池田輝政三十七歳、加藤嘉明三十八歳、福島正則四十歳、而して最年長者は山内一豊にして五十五歳、之れに次いで高虎は四十五歳、其の封土は僅に八万石の小名なりしも、老熟善謀と勇武善戦とを以て諸将に畏敬せられたりき。扱清州の軍議は犬山を攻撃すと声言して敵に兵を分たしめ、其の虚に乗して岐阜城を攻略

するに決し、八月二十一日を以て清洲を出発し、一部隊を羽黒附近に進めて犬山城に備へ、主力部隊は二に分れ、池田輝政、浅野幸長、山内一豊等約一万八千は上流河内より、高虎及福島正則、黒田長政、細川忠興、加藤嘉明、田中吉政、井伊直政、本多忠勝等十六将は下流尾越より、木曾川を渉つて両道より岐阜城に向ふ。二十二日高虎等已に萩原を過ぎ、更に尾越を渉らんとして木曾川の左岸を進む。竹鼻の敵は柵を右岸に設け、銃を発して之れを防ぎしが、高虎は正則と共に下流加賀野村より渡つて進む。敵は退路を絶たれんことを

恐れて、柵を捨てて城に入りしを、正則等逐
ひ進んで城に迫り、午前十時より午後四時ま
で攻撃して遂に之れを陥れたり

高虎が竹鼻攻城に与かりしこと藩の文書にも

世史にも、見えず、諸將其の夜は太郎堤に野営を張りしに、

黄昏輝政の使者来りて、上流の軍が既に岐阜
城に迫りしことを報ぜしかば、細川忠興の提
議により、夜八時出発して徹夜岐阜に赴く。

高虎及黒田、田中の三将は廿三日の朝城下に
至れば、福島、細川、加藤等の隊は已に城門
に逼り其の輜重は市街に嗔咽して容易に前進
すること能はず、迂回して先頭部隊に合せん
にも、落城已に近づきて期を失せんの恐れあ

り、高虎提議して云く、『大垣は近距離なり、敵出でて岐阜を後援せんこと必定なり、我等宜しく此の敵を破るべし』と。諸将之れに同意して岐阜を捨てて西に進む武徳安民。記に拠る。敵は果して舞兵庫、森九兵衛、杉江勘兵衛等をして、合渡川の西岸に陣を布かしめたりしかば、黒田、田中等の隊は上流を渡り、高虎は下流一里許の地点より渡りて敵を攻撃し、仁右衛高刑、玄蕃良政、新七郎良勝、式部家信等勇を奮うて戦ひ、敵の潰走するに乗じて、追撃すること二里余呂久川に至る。日本戦史関原役には此の追撃戦に、『其の先頭宮内村を過ぐ

る時、之を支ふる農民を撃ちて二十余人を殪^一

「たお（し）」と読む。

し、又防禦する敵兵五十四人を撃退す』との
みあり。こは平尾留書に『高山様御先手藤堂
玄蕃殿宮田村の農夫さゝへ候に付廿三人切殺
し申候へは敵五十騎計り掛り候故玄蕃殿骨折
自分鎧にて三騎突落し申候池田久兵衛は白志
なへに石の字書付たる敵を討取申候 此所に
御家中働き強く五六十騎程打取申候：』とあ
るに拠りしなるべし。又合渡川の徒涉地点が
一里計下流にして、上流二個所を他の諸将が
渡りて水勢を阻へし故に、意外に困難なかり
しことも、亦同じく平尾留書の記るす所なり。

而して此の徒涉地点に関して、異本関原軍記大全には、高虎が水辺に馬沓の遺棄せられたるを見て渡場を知り、泗水に長せる馬卒某に瀨踏を命せしに、其の躊躇せるを見て長刀を頂上に擬して威嚇せしことを記し、武徳安民記には加々島梅寺の住僧に徒涉地点を問へりと記し、高山公実録には其の梅寺に高虎の寄付と思はるゝ野太刀の、鞘に蔦葉の紋と圈に鳩の字の紋とを散らせるを蔵すと記せり。是等のことは一々記するに違なく又其の価値もなし。

高虎の隊は更に呂久川を渡りて他の諸隊に

卒先して赤坂に入れり。高虎は先登玄蕃に令を伝へて、廢屋二三戸を壊ち之れに放火して戦勝を表するの外、一切放火を禁し、且市民に諭して其の堵に安んぜしめしかば、老幼も逃竄せず、後続部隊も之れが為めに便宜を得て、高虎の志慮周詳を讚賞せり。高虎は池田久兵衛を江戸に急行せしめて捷を報し、且家康の出馬を促す。二十八日池田は諸將の使に先んして江戸に着し、家康に謁して書を呈せしに、家康大に喜んで答書を托し、池田に金一枚を賞与せり。

早々注進祝着の至候今度治部少輔罷出候

処被及一戦悉被討果事潔儀御手柄共候来
朔日出馬相定候其元無聯爾様に御分別専
一候各へも其由可被仰候恐々謹言

八月廿八日 家康花押

藤堂佐渡守殿

捷報送致の使者として、猿山金三郎が池田と
同行せしこと、及其の前後に藤堂玄蕃が秘密
の用件を銜んで家康に謁せしことなど、各其
の家乗に記せりといふも、事実如何は詳なら
ず。扱高虎は二十三日赤坂北方の高地に陣せ
しが、他の諸将は翌廿四日に続々赤坂に入り
来り、各形勝を占めて野営し、家康が本営の

位置として要害の地なる岡山を選定せり。各陣相連りて二十余町に亘り、近く大垣城及南宮山を南方に望んで相對せり。諸將相会して爾後の戰略を議するに、驍勇氣銳の諸將は一挙に大垣を屠りて、長馳して京坂に入らんと孰圍く。高虎は之れを不可として、斯くては江戸内府西上ありても、自ら手を下す所なくて權威を損せん。姑く攻戦を中止して家康父子の來着を待たんに如かずと曰ひ、衆議終に之れに決せしが、こは最もよく家康の意に合致せる所なりき。

態以加藤源太郎申候今日朔日至神奈川出

一 「圍」にはふせぐ、とどめるの意味がある。

馬申候中納言（秀忠）使罷歸候趣具承候
樽井御陣取尤候今迄之御手柄共難申尽存
候此上は我等父子を御待付候て御働尤候
委細口上申候条不能具候恐々謹言

九月朔日 家康

藤堂佐渡守殿

黒田甲斐守殿

田中兵部大輔殿

一柳 監物殿

黒田長政は高虎と甚相親しみ、其父如水は最も深く高虎を信頼せし間柄なりしが、此時長政の意見が高虎と相反せしより忽ち破裂して、

遂に終生の不和となるに至りしと云ふ。斯くて赤坂の滞陣は二旬に及びしが、其の間大阪邸の消息は辛うじて高虎が營に達せり。其の顛末は次の如し。

慶長五年奥方様は大坂に御座候大阪方にて盗み出す事もやと番人つけ置嚴敷守らせ候由御留守預り百々六郎右衛門思ひけるは斯くては奥方の御行末覚束なし何卒高山様へ此段申上度と申候時七里勘十郎申候は我等紀州育故山路は随分と心得たるまゝ美濃の国へ馳参るへしと申ければ六郎右衛門書状認め相渡し勘十郎やが

て大阪を忍び出で美濃国近くなりけるに
上方勢一面に立塞がり道に土手を築き木
戸をつけ脇坂どの持口なり外山の手には
大谷刑部小輔陣を据え南は小川土佐守朽
木三河守赤座久兵衛筑前中納言殿の御備
なり密にも通るべきやうなし漸くに伊吹
山に掛り十四日夜九時分に高山様御陣所
へ到着仕六郎右衛門書状差上申候高山様
御悦ひ被成さして氣遣ひなる事もあるま
しきそと被仰候勘十郎幸に参り候明日稼
き候へと被仰候十五日大谷勢の内勘十郎

甲首一つ取申候

(平尾留書)

其の頃領国宇和郡松葉の三瀬六兵衛なるもの、農民を煽動して一揆を起す。留守の士之れを伐ち、力石治兵衛之に死す。六兵衛暗に乗じて逃れしを、芦尾庄九郎追うて之れを殺す。庄九郎は高虎の主七兵衛信澄の子にして、高虎の庇護を受け、遂に仕へて藩士となれるものなり。一説に六兵衛は大木長右衛門に捕へらるともいふ。孰れが真なることを知らず。

3 決戦

家康は九月朔江戸城を発して十日熱田に着し、書を高虎に送りて明日一宮に來会を求む。

高虎は十一日一説に十一日夜清洲一説に一ノ宮に至り謁し、密

談數刻、夜半に及んで辞し還る。密談の何事なりしやは固より詳ならさるも、敵將に対する内応勧誘の件なりしかとも察せらる。石田軍記に、『佐渡守罷歸候其跡にて藤堂は太閤以來か様の事に馴付べきがいな事を申と御誹なされ候』とあるは信じ難し。十四日家康赤坂に着陣あり、諸將呂久川の畔に出でて之れを迎ふ。宮内少輔高吉家康に随ひ來りて高虎

の隊に合す。此日高虎密使を脇坂安治、朽木元綱、小川祐忠、赤座直保に発して内応の約成る。脇坂は高虎と懇親深し、小川は一柳直盛の姑夫にして、朽木、赤座と共に家康に左祖せしも、情勢已むを得ずして西軍に属せしものなり。然るに石田等は之れを知らずして、唯小早川秀秋の裏切のみを慮り、之れを牽制すべく其の側面に脇坂等を配備せしに、意外にも其の秀秋と共に東軍に内応せしは、西軍に取りての大失敗にして、終に全局の大敗を来すの要因となれり。其の高虎の命を銜みて敵中に潜入せし密使の誰なりしやに付ては、

藤堂新七郎なりともいひ、猿山金三郎、高橋金右衛門なりともいひて結局不明なり。又家康が赤坂着陣の夜に高虎を召して、大垣の敵を誘出する方略に付て命したることありしとて、左の如き説を為すものあり。

内府今晚赤坂に御着陣の時藤堂高虎を召して仰せらるゝは敵兵大垣に籠城しては戦ひ区々にして勝敗計りかたし永陣になるべきなりいそぎ明日は青野が原へ引出して只一戦に勝負を決すべきとの条其の旨相計り候へとの事なり 藤堂畏つて申上るは今此の大軍の味方さへ思ふ儘には

下知なり難く候況や城中に罷在敵兵謀るべからず此段御免を蒙るべしと申上る

家康公御聞きあり其儘に御笑ひ藤堂御次へ退出す 時に内府公の仰には高虎は思ふ程にもなきものなり 最早老将なり作略薄く いな事と思はん小身なれば尤の事なりとの仰にて其宵の内御陣触あり

(異本関原軍記大全)

されど大垣城兵誘出の如きは、赤坂到着以前に家康の胸中已に成竹ありし筈なり、今更高虎に諮る迄もなからん。況や敵魁三成は此日既に城を出でて、東軍の前路を扼すへく西進

せしとの諜報もありたれば、尚更右の如き問答ありたる理由なし。されば此説たる全く無根にして、信を措くに足らざること明なり。斯くて東軍は十五日午前三時より赤坂の陣地を出発し、諸隊逐次中仙道を西進す。右先鋒は黒田長政、左は福島正則にして諸隊之に続き、秋西尚晴れず山霧濛々たる中を関原に至り。前路に敵あるを覺りて止まる。高虎は京極高知、寺沢広高と共に、左翼先頭福島隊の背後斜に陣を張りて、敵將大谷吉継、平塚為広、戸田重政等の隊と相對せり。吉継は後方に本隊を置き、二子吉勝 頼継を前衛とし、

平塚、戸田の隊之れと並んで中仙道を扼す。
吉継は固より必敗を知るも、情義忍びずして
身を以て石田に許せしなれば、固より生還の
念なく、其の旗下六百の精兵も亦尽く決死の
士のみなり。やがて西軍の先鋒宇喜多の隊に
戦声起るを聞くや、大谷の前衛は関の藤川を
越えて前進し来る。高虎以下諸隊亦進んで開
戦し、接戦数合互に一進一退して勝敗を争ふ。
敵は固より決死の兵なれば我軍勇を奮ふと雖
も容易に破れず。戦正に酣なるに及んで、南
宮山の小早川秀秋は山を下りて大谷の軍を撃
つ。大谷の旗下は大に憤りて之れと戦ひ、秀

秋の前衛平岡、稻葉の諸隊を打ち破り、更に秀秋の本隊と戦うて殺傷過当なり。此時平塚、戸田の隊が秀秋の前軍を追撃するや、高虎等の諸隊は敵の側面を急撃し、同時に旌旗を高く掲げて脇坂朽木等の隊に信号せしがば、脇坂等の四隊は直ちに動いて、戸田、平塚の隊を撃ち、秀秋の前衛も之れに氣勢を回復して反撃し、三回合撃して大に之れを破り、敵将重政、為広等皆戦死す。其の背後に在りて輿中より指揮せし吉継は、諸隊皆敗れたるを聞き、大事已に去れるを知りて自尽し、湯浅五介に命して其の首を隠さしめたり。吉継癩

病に罹り、顔面糜爛し両眼既に盲ひたれば、

「びらん」と読む。ただれること。

醜を敵に遺さんことを忤ちたればなり。之より先き黒田、田中、細川等の隊は、石田三成の隊と激戦数回、午后に至りて尚勝敗を決せさりしに、高虎等既に大谷の軍を破りて至り、敵の右側より之れを攻撃せしかば、東軍の勢力益加はりて力戦すること数刻、石田は尚頑強に抗戦せしも、宇喜多、小西の軍の敗走を見て、勇氣頓に沮喪して敗退し、軍尽く潰走して、東軍の全勝を以て終局するに至れり。此の戦に於て赤坂より行軍中、新七良勝は単騎先鋒福島隊を抜いて前進し、牧田村に於て

三成の軍吏大野喜兵衛の首級を獲て、馳せ帰つて隊に加はる。高虎其の首を家康に献して諸手一番首の称を得たり。又仁右衛門高刑は大谷の隊長湯浅五助の首を獲、式部家信は一番首を取り、渡辺内膳は組打して敵を捕獲し、宮内少輔高吉、小森少右衛門氏則、田中茂兵衛、中川四郎兵衛等皆功あり。斬獲百余と称す。玄蕃良政、渡辺市左衛門、七里勘右衛門等は戦死せり。就中言動の最も痛快にして侠骨長く芬芳を伝ふるは、仁右衛門高刑の湯浅五助に対する守信なり。

……申の刻過藤堂仁右衛門あまりかせき

一 おとこぎのある性質。

二 「ふんぼう」と読む。りっぱな功績、また名譽。

息きれ申候故谷水を尋ね山の間へ入り候
所一町計先に武者一人何かうつくまり居
候故あやしく存居候所へ立寄申候所大谷
が長臣湯浅五助なれば仁右衛門幸と声を
かけ鎧合被致候五助名誉の大剛と申せと
も今朝よりの合戦に手を負ひ疲れ候故か
下鎧に成り申候所を右の高股を突き被申
候に付五助尻居に倒れ申候倒れながら仁
右衛門がやりを切り折申候間太刀を抜き
飛懸り候へは 五助声を上げ申事あり待
候へ只今山際へ埋候は主人刑部少輔首な
り癩病にて面甚見苦敷候間隠し埋め候其

方ならでは存候者なし必々人に洩しくれ
候まし頼申候仁右衛門は之を聞き扱々忠
臣かな成程誰もさこそ有るべけれ軍神に
かけ他言すましきそと被申候へは五助申
様さすが藤堂の甥こそとて大に悦ひさら
ば我首参らせんと立上り一鎧合せて討れ
申候 それより仁右衛門は五助が首を高
山様の御実験に入候へば不斜御歡にて則
御本陣へ御召連れ私甥名に負ふ湯浅五助
を仕留候と被仰上候へば権現様御感悦被
遊仁右衛門悴には無比類手柄乍去其方抔
容易に討たるべき五助にあらず如何して

仕候哉と上意御座候 仁右衛門則逐一右
の趣申上候所再上意に五助事刑部が先途
見届ふ申被討候者に無之候刑部自滅後首
の行衛段々御吟味被遊候へ共末相知候に
付御不審に御思召若しや刑部始末五助取
扱いたく不申や五助に於て心懸りの筋は
無候哉と御尋問御座候節仁右衛門申候は
成程不存にては無之候へ共一度五助へ申
間敷と誓約仕候上にて鑑仕候上仕留申候
只今上意重く候へはとて武士を欠き可申
哉此上は不届と仁右衛門刑罪可被仰付旨
本多佐渡守殿を以て申上候権現様甚御機

嫌克御高笑ひ被遊扱々律儀なる若者かな
有体に申候へは和泉も抜群の事候物を上
意にて則御刀備前忠吉於御前頂戴の上仁右衛門
鎧折れ申候是を遣し候と御側の立鎧是又
拝領仕只今に所持仕候
(平尾留書)

関原軍記大全には、此時高刑は五助の眠れる
を伺ひ、槍を以て腰部を貫通して之れを押付
け、五助は其槍を握りて起ち上らず、高刑の
槍持ち又左衛門太刀抜きかざして進み寄るを、
五助怒りて之れを叱し、左手を延べて山躑躅
を引抜き、周囲四五尺にも及ぶ土付の株を擲
ちたれば、又左衛門は之れに中りて深田に打

ち込まれて全身没入したりと記せり。こは例
の誇張なるべければ悉くは信じ難からん。五
助の兜銀筋六十四条の筋兜、壱田時貞作及小刀は高刑分捕りして其
の家に蔵せしが、十二世の孫高恭之れを五助
の裔に譲与し、小刀のみは今其の家に伝ふと
云ふ。

次に最も悲壮なるは藤堂玄蕃の戦死なり。
玄蕃は曾て関白秀次に仕へ、其の滅後高虎に
歸せしが、居常其の難に殉ぜざりしを慚ぢ、
且此役予州留守の任を捨てて出陣し、高虎の
怒りに触れしを憾み、為めに戦死を急ぎしも
のと伝へらる。

藤堂玄蕃良政は鳩胸の胴丸に同じ毛の三枚鍔の筋盔を著し高虎より贈られし五寸計の菊額の馬に木地の鞍置て乗たりけるが新吉郎島左近が子清長の有様を見より乗付て突

て掛る新吉郎三尺六寸大兼光の太刀を片手討に振立てて欠合を乗違ひ乗戻し乗合せては打合せ手をつくして戦ひけるが玄蕃一声掛けて突出す鎧を新吉郎打払うて切付る玄蕃鎧の袖にて請止めなから乗付て引組両馬の間に嚏と落ち上になり下になつて槍合ひけるが新吉郎が力増りけん終に玄蕃が胸板の服へさし通す所へ玄蕃

が家人山岸淵之介岩之介の誤りといふ者欠付て上

なる新吉郎が草摺をあけて一刀指通し弱

る所を組伏せて首を掻き主人を介抱しけ

るが早息絶えたり高虎下知して騎兵を八

方へ追ひ散らす
(神武徳行安民記)

此日、戦終りて家康山中に宿陣し、有功の将

士を召集し、酒食を饗して之れを労ふ。仁右

衛門高刑、新七郎良勝、渡辺作左衛門等之れ

に与かる。列席の勇士尽く不具者なり。福島

が士大崎玄蕃、吉村又左衛門、可児才蔵、福

島伯耆の四人は聾、鼻欠、片眼なり。池田が

士建部内匠は手指三本を欠く、田宮次郎右衛

門は一目眇にして大傷痕あり。藤堂が士仁右衛門高刑は頭部より眼下にかけて大傷を被むる。新七良勝は満身の傷痕恰も渋紙の如し。此外細川、井伊、本多、榊原以下諸家の勇士九十三人に及びしが、身に一瘡なきは後藤又兵衛一人のみなりき。家康、高虎を顧みて『てんぼの作左』を召さしむ。『てんぼの作左』とは我士渡辺作左衛門なり。やがて入りて席に列なる宴央にして家康諸士に告げて云く、爾等剛勇、能く衆兵を鼓舞して戦勝を収めたり、是れ予の幸にして亦爾等各自の主人の功となり。而して爾等自身に取りては武名轟く。

一挙三得、喜び之れに過ぎず、爾来益怒力して忠勤を抽んずべしと。諸士皆感喜して俯眼せしが、作左衛門独り昂然として曰く、『貴旨三ヶ条は我等が思ひ及ふ所にあらず、我等は戦場に出づれば唯自ら稼ぐまでなり。其の他のことは我等の知る所にあらず』と、家康其の卒直にして偽らざるを喜ぶ。作左衛門は合渡の追撃に、小西の士と組んで首を獲たるが、己も亦左腕を切られ、其夜赤坂の陣中に外科医野依道休を招きて治療を求めしに、道休は創の動脈に触れて癒え難ければ、寧ろ上部より切断するに如かざるをいふ。作左衛門

は其の切断すべき個所に筆を以て線を画かし
め、自ら小刀を抜いて一揮して之れを切り落
せしかば、諸士見て皆舌を捲けり。家康之れ
を聞知し居たれば、其の剛勇を賞して『でん
ぼの作左』を以て称して席に列せしめしなり

と云ふ

異本関原軍記。
大全に抛る

十六日高虎は黒田、田中、井伊等と共に佐
和山城を攻め搦手に向ひ、小早川、脇坂等を
して大手より攻めしめ、翌十七日之れを陥る。
高虎は二十日家康に従うて大津に至り、二十
二日福島、池田、黒田、有馬の諸将と共に進
んで葛葉に至る。毛利輝元大坂の西城に在り

て、誓書を井伊、本多、福島、黒田諸将に送り、西城を退きて二心なきことを表せんことを請ひ、家康は、高虎及福島、池田、浅野、黒田の五将に西城を収むへきことを命せり。廿五日五人連署して書を輝元に送り、家康の決して心に介せざることを告げしかば、輝元は西城を出でて木津の邸に退き、増田長盛は其の居城郡山に帰りて屏居せり。高虎等依りて葛葉を発して大坂に至り、西の丸を収め、本丸に赴きて秀頼に謁す。廿七日家康大坂城に入り、自ら西城に居り、秀忠を二の丸に置く。此日高虎は池田輝政、本多正純、舟越景

直等と共に命を受けて郡山城請取に向ふ。

之れより先き脇坂安治、朽木元綱、小川祐

忠等が高虎の勧誘に依りて東軍に内応せしこ

とは既記の如し。安治は之れがために本領安

堵を得たる喜を表すべく、貞宗刀

七千貫の折紙付脇坂
中書安治帶之とあり

を高虎に贈れり。豊後佐伯の毛利高政は、初

め西軍の募に応じて上国に至りしも、高虎と

懇親なるが故に遂に東軍に属せり。又土佐の

長曾我部盛親は西軍に与して居城浦戸に拠守

せしが、西軍の敗走を聞きて守備を撤し、井

伊直政の勧告に従うて大坂に出でんとし、已

に船を命して将さに発せんとするに臨み、其

の士久武親直進言して云く、令兄津野親忠君は藤堂と懇親なれば、高虎氏機に乗じて家康に請うて領土の半を分たんこと必せり、熟慮せざるへからずと。盛親此の説に惑うて親忠に逼りて自殺せしめたり。十月初旬盛親土佐を発して大坂に至る。直政斡旋して家康の寛宥を得んとせしに、家康は高虎より親忠自殺の事を聞くに及んで、大に怒りて盛親の領土を没収せり。以上は皆高虎が武力以外に於て、此戦に影響を与へし事件なり。

第十一節 伊予半国

慶長五年十月十五日

日本戦史関
原役に従ふ

家康は大に州郡

を割いて有功の諸将に増封す。高虎は伊予今治の地十二万石を増贈せらる、旧に伴せて二十万石、伊予半国の主となれり。

高虎は此月暇を賜うて国に就き、従軍士卒を犒^一勞し、賞罰を沙汰し、武勇の士を召募し、収務を指示し、出納を監査し、又増賜の新領土を巡視して政令を布き、やがて今治築城の事を決せり。今治は又今張に作る。越智郡の海岸に在りて来島海峡の東口に当り、東に

一 「こころう」と読む。いたわりねぎらう。

国府川の流れありて西南に平野を控え、海陸の交通自在にして、九州の通船多く寄泊し、多度津の西四十海里の要港たり。往時は海底にして馬越附近まで潮汐来往せしが、人工を以て築立てて市街地と為せしより今治の名を得たりと云ふ。治は即ち墾^{ハル}の意なり。国府城其の近傍に在り、興國中脇屋義助之れに居り、後ち河野氏に歸し、次いで福島正則の有となりしが、茲に至つて高虎の有に歸し、其の不便なるを以て之れを廃して、新に今治に築くことゝなせしも、当時板島城の工事中なりしかば、其の竣るを待ちて、慶長七年六月起工

し、九年に至りて成就せり。坤隅に五層の天主閣あり、規模は大ならざるも、規画整然として臨海形勝の要鎮たり。高虎は又城下市街地の地子を免除して市民を招来し、八幡祠を建立し神領を寄進して城下の鎮守となせり。後ち慶長十二年の頃、再び城に修築を加へ、其の工事略成るに及んで板島より移つて居城とし、板島城には城代を置きて之れを守らしめしが、此年伊勢に転封したれば、猶子宮内少輔高吉備中二万石の鎮として茲に留まり守れり。

板島今治の外、領内の枝城に大洲、塩泉灘、

甘崎の四城あり。最も大なるは大洲城にして
又大津ともいひ、一名を亀城といふ。喜多郡
に在りて比志川に臨み、城廓の遠望殊に壯觀
なり。地蔵岳城の旧趾によりて築きしといふ
も、何人の手に成りしやを知らず、曾て池田
伊予守の居城なりしが、其の戦死後高虎の所
領に歸せり。木且子集書に高虎が伊予に在り
し時、信仰せしといへる出石観音は、大洲城
の近傍宇和、喜多両郡の境なる金山出石寺に
在り、養老二年建立、雲峰山と号せしを、僧
空海之れを金山と改称せり、本尊千手観音及
石仏地藏尊は、地裂け巖開きて自ら出現せし

靈仏なりとの伝説を有せり。関原戦争の時、毛利輝元は其の土穴戸元直、曾祢景房、村上武吉等をして伊予に入りて大洲城を略せしめんとせしが、果さずして止めりと云ふ。

甘崎城は越智郡に在り、年譜略に記して云く、
『此地花栗の瀬戸より二十余町上の方なり、三方蒼海にして坤方陸地に続き、高陽の地にして総郭四面石累々たり』と。慶長六年旧久留島家の古城址に就きて此城を再造し、須知出羽をして駐守せしめ、安芸の福島氏に備へて其の動静を監察せしめたりと云ふ。そは高虎が正則と不和なりしが為めともいひ、又家

康の内命に依るともいふ。恐らく二説ともに中らざるべし。

灘及塩泉は加藤嘉明が領土と最も接近せる要地なれば、慶長六年新に築城し、灘には新七郎良勝を置き、周佐美主馬介、美馬蔵人、林伝右衛門等を以て之れを佐け、鉄砲組百人を率ゐて駐守せしめたり。良勝の茲を守ること八年、常に加藤と反目して一步も譲らざりき。

∴∴左馬介殿は勝山と申所に御在城なり
勝れて御中悪しく互に領分の罪人足を踏
入候へは隠まひ出し不申候様に成り行き

百姓なども年貢少し重く掛り候へは走り
互に彼方此方へ参り申候に付御仕置六
かしく役人共難儀いたし候由古き者共語
り申候灘の城は左馬介殿居城へ二里許有
之堺目一入六かしく被思召藤堂新七郎に
御預置常々きひしく申付候由灘の者人の
妻を盗み逃げしを新七郎被聞付馬上に長
刀をもち追掛夜ほのゝ明に左馬介殿居
城勝山の大手口より男も女も長刀にて首
をはね切り捨に仕帰り申候を跡より大勢
追かけ候へとも馬を一散に乗り何事もな
く灘へ帰り申候かやうの事にて候故互に

意趣残り不断曾て油断なり不申候高山様
何と被思召候や灘の城は及破損候へども
御修理もなく御わり可被成と度々御意の

由

(玉置覚書)

高虎が灘城撤廃の意見を持し居たることは、
良勝に与へたる手筒に、『其城作事の義無用
に候、城数多きは入らざる事に候間、行く／
＼は其城割り可申候間、普請作事堅無用の事』
とあるによりても明なり。然れども加藤の動
静に付ては屢督励して日夜に内偵を怠らざら
しめ、又隣領関係の事件は、幕令に依拠して
処断し、我に失点を生ぜざる様、慎重の注意

を以てすべきことを戒飾せり。是等の点より考ふれば高虎は果して廢城の真意を有せしや否やは疑わし。

態と申遣候其許の普請石垣堀など目に立候様ニは無用に候兎角作事普請迄にかけ置可申候此時分ははだかにて居候ても苦しかるまじく候何様の義下々甲乙申候とも聞入まじく候將又境内の義候間はしり物悪党人などの義は互の事ニ候天下御法度に任せ被為付届候上を以て済し可申候頃真崎□^{表?}の様子聞立可申越候近日左馬介上洛之由如何の義候哉内証聞可申越候左

様の義程近候間万事無油断人を付置善悪
之義可申越候也

後十一月十九日 佐渡

藤堂新七郎殿

之れに類する手簡は尚数通あり、其の常に加藤の行動に注意せしこと斯くの如し。塩泉城には宮内少輔高吉、友田左近右衛門等命を受けて居守せしが、慶長九年七月、加藤領齒石城代加藤主膳との間に事端発生し、高吉は為めに大洲の山中野村に塾居を命ぜられたり。其の顛末を名張家譜に拠りて記すれば、此月十四日高吉は伏見在留の高虎に中元の賀状を

呈せんとて、星合忠兵衛を召びて送達を命じ、忠兵衛は此夜塩泉に來り宿せしに、太郎兵衛なる者遺恨ありて忠兵衛を斬殺し、其の友鷹匠彦太夫の幫助を得て加藤領齒石に匿る。翌十五日高吉の士淵本権右エ門及弟馬左衛門は彦太夫を詰訊して首白せしめ、之れを嚮導として齒石に至りて太郎兵衛を捕んとせしに、彦太夫は権右衛門の虚を窺ひて、背後より之れを斬らんとせしかば、馬左衛門覺りて之れを斬殺せり。然るに齒石の市民等は之れを見て、自領民が藤堂の士に斬られたりと誤認して大に譟ぎしを以て、淵本兄弟は田畝の間を

馳せて辛ふじて脱し歸れり。高吉之れを聞き、
湊本が里正に報告せずして歸りしを失点とし、
渡辺庄左衛門を遣して、齒石城代加藤主膳に
訴へしめしに、齒石の町与力五右衛門なる者、
之れを見て槍を擬し、庄左衛門の弁ずるをも
聴かずして、之れを縦殺せり。其の僕馳せ歸
りて之れを訴へしかば、高吉遂に大に怒り、
左右を従へて領界絹乾山に至り、兵の集るを
俟ちて齒石を攻めんとす。齒石の城代加藤主
膳も亦之を見て兵を召集せり。友田左近驚き
て馳せ至り、高吉に説きて兵を収めて歸り、
僅に事なきを得たり。高虎之れを聞きて高吉

の緩慢を^一恚る。既にし双方より幕府に訴へし

一 「いか（る）」と読む。

が、事態固より軽微なれば共に累を領主にま
では及ほさゞりしも、与力五右衛門は死を賜
ひ、加藤主膳は薙髪して京都の東福寺に入れ
り。高虎も安んぜずして高吉に屏居謹慎を命
ぜしが、友田左近は責任を感せしにや、仕を
辞し去りて京都に浪居せり。高虎即ち仁右衛
門高刑に命じて、高吉に代りて塩泉を守らし
めたり。

第十二節 幕府に対する奉仕

慶長五年十月賜暇就封せし高虎は、翌六年の元旦を板島城に迎へ、七日には諸士の射術を監臨せしが、僅に半年を径ての六月には江洲粟津に新城築城の事ありて、高虎助役を命ぜられ、其の設計をも托せられて辞すれとも免されず、依て製図して家康に呈せしに、其の意に適してやがて工事始まり、板島の土を出して石垣の築造に従事せしめたり。既にして城成る 即ち膳所城是れなり。大津城は同時に廃せらる。慶長七年六月伏見城修築の事

あり。石田の乱に此城包囲せられて破損したればなり。高虎又助工を命せられしかば、領国及讃備間の諸島、小豆島等に巨石を採り、舟運の便によりて伏見に輸送して石墨を築造す。六月朔に工を起し数ヶ月を経て竣成せしが、同九年に再び命を受けて、水の手丸を縄張りし、其の石垣をも築造せり。慶長十年の冬、高虎は夫人長氏を板島城より江戸に移住せしめ、翌十一年正月に至り、世子大学をも江戸邸に徙らしめたり。之れより先き慶長五年、末弟内匠正高を江戸に質たらしめしことは既記の如し。是に至つて又妻子を併せて江

戸に送れり。一説に高虎は諸侯の妻子を質とするは、治平の根本なれば、卒先して之れを實行すべしと献策し、家康、秀忠深く之れを喜べりとあり。斯く露骨に問答せしにはあらざるべきも、高虎と伊達政宗とが卒先實行し、大に家康秀忠の意に適せしことは事実なり。

慶長五年関原御一戦御勝利以後上方衆の中に藤堂高虎 関東衆にて伊達政宗両人頭取にて江戸御城下に何れも屋敷を拝領被致度との趣ニ在之候処に権現様被仰候は何れも大坂表に居屋敷在之儀なれば江戸表の新屋敷の義は無用に被致可然旨

被仰出候へ共兎角被申請度との願二付外
桜田辺と唯今の大名小路と申辺に於て東
西の殿様大名衆へ望次第屋敷を被遣候と
也。

(落穂集追加)

此後三年を経て高虎は養女を生駒正俊に嫁せ
しめ、其の父正親に勧めて、家眷一を江戸に置
かしたり。是れより後大小名も、続々とし
て之れに倣ひ、遂に徳川幕府の定制となりて
幕末の頃まで持続するに至れり。

慶長十一年三月幕府は全国大小名に命じて
江戸城を修築せしめ、高虎は其の縄張を命ぜ
られ、且石垣築造の一部を負担す。江戸城は

家康入城以来屢修拓を加へしが、関原大捷以来は漸く全国の首府となりて、城池の規模を拡大する必要を生じたれば、慶長九年以来石材、木材の収集を諸大名に分担せしめたるが、茲に至つて造営工事を創めんとし、先づ其の縄張に付て家康は之れを高虎に命じたり。

∴御僉議再三治定して太田道灌が大城を改めて新に築き賜はんに極まり其の縄張可仕候旨御意なり 天下の大都城なり 方角已下よく弁へたる軍法者に可被仰付 事かと固辞再三に及びければ 佐渡守よく承れ城の縄張は攻められて持ちこたへ

攻めて責めあぐみたる要害よく覚えたる
其方のことくなる老功の者のわざなり辞
退すべからず あらましの絵図出来の後
御一覽遊はし御自身と佐渡守と二人して
遊ばし候に何条事かあるべきとの御意に
よりあらましの地形已下絵図を以て段々
御伺ひ候へは此所はかく其処は個様にと
御手つから度々御朱引御墨引遊はし絵図
極まりて後委く絵ときして將軍に見せ奉
るべしと御仰にて持参して御目に懸け申
候処に一々御覽遊はし可申上処も無御座
御地取御感に被思召候由御請にて事極ま

り隍地石崖□く成就しぬ……

(玉置覚書)

慶長軍記には、此時家康は、本丸狭ければ広くせんとの見解なりしに、高虎は本丸は狭きを利便とすと呈言せしかば、之れに決して従来の儘とし、二三の丸のみ縄張せりとあり。果して然りしにや否やを知らざるも、要するに其の規画は、高虎立案して家康修正したるものにして、即ち用兵術の老大家たる二人が、豊富なる実験により案出せしものなり。扱又其の石は前年来諸大名に課して、運送船毎隻百人持の石二個宛、毎月二往復の定を以て、

一
城のからぼりの意。

総数三千艘を使用し、伊豆国より採集運搬せしめたるものを用ひ、高虎及、細川、前田、池田、両加藤清正
嘉明、福島、浅野、黒田、田中、鍋島、山内、毛利、蜂須賀等をして外廓石壁の築造を分担せしめしが、諸将自ら裁付を着して担当の個所に就いて工事を督し、將軍秀忠も亦毎日二回之れを巡視せり。高虎が担当せしは外廓延長七百余間にして、高さ十間乃至十二三間、家老渡辺内膳之れが工事に任じ、五月に至りて成功せり。

江都城御普請の時渡辺内膳奉行す石垣のつめに鳥目を入れたりと是にてくつろか

ぬ物なりと……

(累世記事)

石垣築造の工成りて行賞あり。高虎は此年九月縄張の功に依り備中二万石を加封せられ、旧に併せて二十二万石となる。朱印目録次の如し。

知行目録

一	四百十三石九斗六升	備中国後月郡の内	山上村
一	四百九石一斗五升	〃	青野村
一	六百十六石二斗一升	〃	種村
一	三百二十六石七斗	〃	井山村
一	八十五石四斗一升	〃	飛恵村
一	七百五石八斗一升	〃	門田村

一	五百八十一石六斗	山田郡の内	尾坂村
一	百六十二石二斗七升	〃	大河村
一	八百三十石九斗八升	〃	河面村
一	七百十五石二斗	〃	小村村
一	百七十六石五斗五升	〃	狩屋村
一	三百四十三石八斗八升	〃	宇土村
一	三百八石九斗七升	〃	深山地頭方
一	五百九十七石八斗	〃	奥山田村
一	六百四十四石二斗	〃	河面小林村
一	二百八十石九升	浅口郡之内	神島
一	千九百十五石八斗七升	〃	小坂村
一	千五百五石二斗	〃	口村村

一 千八百六十一石一斗八升 //

六条院

一 七百十八石九斗六升 //

佐方村

一 二千四百五十三石四斗 //

大島新庄村

一 千百四十八石二斗四升 //

浦見村

一 二千六百八十四石一斗七升 //

河村

一 四百八十四石一斗七升 //

黒崎村

一 十九石四斗四升 //

柏島之内

都合二万石之事

右所宛行全可領知者也

慶長十一年九月十五日 朱印

藤堂佐渡守とのへ

此時高虎は嚮に塾居せしめたる宮内少輔高吉

を赦免し、益封の半を割きて之れに給す宗国史に拠る。

之れに付て名張家記録に左の如き異説ありて、後代に名張騒動を起すの因を為せり。

慶長十一丙午年江戸の御普請場に高吉見

え不申候に付権現様御直に高虎へ御尋被

遊候の処右塾居之段申上候へは権現様被

為聴召宮内少輔に越度無之中直り候へと

御懇の上意名張家譜には土井利勝を以て其意を伝ふとあり其の上一倍の

御加増被仰付合て二万石拝領仕候御朱印

御奉書高虎へ請取其段伊予へ申越右の為

御礼家来差下し候得と高虎差函に付家来

丹羽弥五左エ門御礼に差下候 扱御朱印

は高虎方に留置御奉書ばかり伊予へ差越

申候 其後高吉知行は新知に付江戸御普

請の御役御免の儀被仰出 其時高虎方よ

り御礼に罷下候様に申参り駿河へ御礼

に罷越候処御料理被下候相伴高虎保田若

狭守殿其上御目見被仰付候由御座候事

(宮内家乗)

高名記、累世記事等此説と同じく、高吉が二

万石を將軍より受けたりと記せるも、朱印目

録が前掲の如くなる以上は、此説固より信を

措くに足らずと雖も、家康の意志が高虎をし

て高吉に給せしむるに在りて之れを一諷示し、

一 遠まわしに暗示すること。ほのめかすこと。

忠順なる高虎は之れを体して分給せしものなりしやも知るべからず。当初に高吉が太閤より与へられたりと称する一万石と共に常に疑^一團となりて長く存せしものは高吉の知行なり。斯くて翌十二年には、去年の江戸本丸工事続成の事ありて、高虎は天主台并に大手門、鑰石門の石垣を助工せり。此年和泉守と改称す。こは本多佐渡守^{純正}と混じ易ければ之れを避けしなりと伝へらる。明くれば十三年正月、高虎は藩士を督励すべく左の制令を発せり。

条々

一人持は其分際に人召抱馬船武具其身に応

じ可嗜事

一 衣装大酒いらさる費なる義仕間敷候酒過
ごし煩ひ相果候は、其跡成人の子供にて
も闕所たるべき事

馬乗は一疋一りやう鎧并弓にても鉄砲に
ても其身得たる道具嗜持可申候事

一 組頭右之趣相改組子へ心を付常々念を入
るべき事

一 武辺普請等の事組子は組頭次第可申談組
頭は組子を馳走可申事

一 弓鉄砲頭諸道具相渡候条ほこりを払い家
の表に常々念を入置可申事

一弓鉄砲者改相抱可申弓鉄砲不案内なる者
抱置時は役義にまをふさき候様に仕候は
ゝ可為曲事事

一弓鉄砲衆一ケ月中に三日宛其手前を改可
申普請中三日の用捨可在之又普請無之刻
は五日に一度ツゝ手前を改見可申事

一いとまを不乞他所へあるきましく候并知
行所へ参り候とも其組頭今治奉行中へ
理り可罷越事

一度々申触候といへとも女子在?今治可仕無?
之者は改曲事に可申付候事

一家中に徒党を立或はあいたのよき者或は

間あしき者と申成下としてむさとしたる
事仕寄合振廻なる酒の以後[?]必右之通有物
にて候堅可為停止候事

右之趣可相守候自然於相背は曲事に可申
付我等江戸へ罷下永々留守候間下々猥な
る儀可在之候弥以守此旨可嗜兎角我等対
公儀御奉公申上候如く下々も嗜無油断奉
公之義肝要也

慶長十三年正月吉日 判